

農村青少年研修教育団体事業（拡充）

1. 趣旨

今後とも農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、将来の担い手となり得る農内・農外からの青年農業者等の育成・確保が重要な課題となっている。

一方、フリーター213万人、ニート64万人にまで増加するなど若年者の雇用問題が深刻化する中で、若年者の雇用対策は政府一丸となって取り組むべき課題とされているが、農業はその受け皿としての機能の発揮が期待されているところである。

このため、青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間研修教育団体が農村青少年に対する農業技術、経営等についての実践的研修教育、フリーター及びニート等若者の雇用就農促進のための研修への支援、農村青少年の海外派遣、農村青少年指導者の育成等を体系的かつ効果的に実施することにより、農業又は農村生活の改善に寄与する人材の育成に資する。

また、大きな社会問題となっているアスベストは、政府一体となって取り組むべき問題であり、そのための措置を講ずる経費を要求する。

2. 事業の内容

- (1) 農村青少年の実践教育施設等の充実強化、及び指導・運営体制の整備。
- (2) フリーター及びニート等若者を対象とした、雇用就農促進のための研修への支援。
- (3) 輸出促進を担う人材の育成のための農村青少年を対象とした農業研修生としての海外派遣。
- (4) 国際的農産物の流通等に関する研究会の開催。
- (5) 農村青少年の自主的な集団活動を促進するため、農村青少年による研修会、交流会の開催及び広報活動の実施。
- (6) 指導農業士及び青年農業士による研究会の開催。
- (7) 農村青少年を対象とした国内先進農業地域への留学研修の実施等。
- (8) 農村青少年の自主的な集団活動促進のための施設の充実強化。

3. 事業実施主体

事業内容の(1)及び(2)
(財)農村更生協会、(財)農民教育協会及び
(社)日本国民高等学校協会
事業内容の(3)及び(4)
(社)国際農業者交流協会
事業内容の(5)から(8)
(社)全国農村青少年教育振興会

4. 事業実施期間

平成18～22年度

5. 補助率

1/3、2/3、定額

6. 平成18年度概算決定額

292,223(244,709)千円

【経営局 普及・女性課】